

令和5年第1回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年1月13日(金)午後2時00分

場 所 別府市農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の審議について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

報告第2号

農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)

報告第3号

証明願に対する証明事項の報告について

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保 賢一 | 2番 佐藤 進蔵 |
| 3番 後藤 利夫 | 4番 小畑 義宏 |
| 5番 齊藤 孝一 | 6番 藤内 宣幸 |
| 7番 星野 賢一 | |

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後2時00分 開会

(局長)只今より令和5年第1回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数が、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)改めまして、新年明けましておめでとうございます。お正月はご家族でゆっくりしたことと思います。昨年新型コロナウイルスの影響で何かと制約の多い年ではございましたが、別府市から5つの棚田が、つなぐ棚田遺産に選ばれ、堂面棚田にて棚田マルシェも

開かれるなど、本市農業に光が当たり始めた一年でございました。来年度は、学校給食に地元の野菜の使用、食と観光の取り組みなど、さまざまな地産地消の動きが始まるようです。また、いよいよ地域計画の策定作業も始まり、下限面積の廃止など、農業委員会にとりましては課題の多い年ではございますが、農業が注目されていることに変わりございません。皆様と色んな知恵を出し合いながら、本市の農業にとって素晴らしい年になるよう、共に考え、行動してまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。年末に配布した農業委員会手帳に農業委員憲章が記載されてございます。この中に「農業・農村を守り」という文言がございますので、私達農業委員はこの憲章が基本と考え、行動してまいりたいと考えております。最後に、皆さまのご健康とご多幸を心よりご祈念申し上げます。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)ご異議がないようでありますので、6番委員、7番委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思っております。議案につきましては、事前に皆さんに送付しております。それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」申請番号1番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをお開きください。番号1 賃貸人 別府市の方、賃借人 別府市の法人です。賃貸人の職業は、自営業、賃借人は、障害福祉サービス事業を営む社会福祉法人です。区分、農業振興地域、農用地区域外です。申請の土地は、大字野田 田 現況田 1,388 m²です。賃貸人は、高齢のため耕作規模を縮小したい、賃借人は障害者施設利用者に対する支援の一環として園芸療法を取り入れたい、というものです。通常、法人が農地を貸し借りする場合、通常は全部効率要件、農作業常時従事要件、法人要件、下限面積要件などの3条許可要件を満たす必要がありますが、今回のような、社会福祉法人がその利用者への支援の一環として農作業を取り入れたいという目的で農地を借りたい、という場合は、例外的に許可要件が適用除外となります。具体的には、農地法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2条1項1号ハに規定する「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるもの(学校法人、医療法人、社会福祉法人その他営利を目的としない法人)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当する場合、法人であっても農地取得は可能となり、許可要件も適用除外となります。そのため、今回別府市の下限面積4反に満たない面積ではありますが、そもそも下限面積が要件とはなりませんので問題はございません。お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略し

ます。2ページから3ページは事業計画書です。2ページの左側、事業名が就労支援となっているところの3番に、農地を確保し、園芸療法を行うと記載しています。4ページから5ページが園芸療法やその取り組みについての説明です。露地野菜やお花を育てる予定とのこと。6ページから8ページがこの土地の賃貸借契約書です。9ページが字図、10ページが位置図です。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。朝日地区の案件ではございますが、今回は委員関係者の農地の審議が含まれていたため、中部地区の2番委員に確認をお願いいたしました。補足説明をお願いいたします。

(2番委員)現地を見にいきました。このままでは、確実に荒れるであろう農地でございましたので、このような社会福祉法人が借りるのはいいことだと思いました。問題はないと思っております。

(議長)只今、2番委員の補足説明が終わりました。申請番号1番について、ご意見があれば、お受けいたします。

(6番委員)契約書がついていますが、契約と審議とどちらが先なのでしょうか。

(事務局)契約が先ではございますが、期間の始まりが農地法第3条の許可が出てからとなっております。

(6番委員)はい、納得いたしました。

(議長)他にご意見・ご質問等あればお受けいたします。

(各委員)意見なし

(議長)他にご意見・ご質問等もないようであります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について申請番号1番を許可することにご異議ございませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。それでは、議案第1号 申請番号1番を許可することに決定いたしました。続きまして、申請番号2番を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをご覧ください。番号2 贈与人 杵築市の方、受贈人 別府市の方です。贈与人の職業は、会社員、受贈人は農業です。区分、農業振興地域、農用地区域内です。申請の土地は、大字天間 田 現況田 外3筆 計2,713㎡です。

贈与人は、農地の管理ができないため従兄に贈与したい、受贈人は現在管理しているのでそのまま贈与を受けたい、というものです。お配りしている総会議案資料をご覧ください。11 ページから 13 ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。14 ページから 16 ページが字図、17 ページから 18 ページが位置図です。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。2番委員、補足説明をお願いいたします。

(2番委員) この農地を会長と確認をいたしました。別に問題はありませんでした。

(議長) 只今、2番委員の補足説明が終わりました。申請番号2番について、ご意見があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご意見・ご質問もないようであります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について申請番号2番を許可することにご異議ございませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。それでは、議案第1号 申請番号2番を許可することに決定いたしました。続きまして、申請番号3番を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の3ページをご覧ください。番号3 贈与人 福岡県大野城市の方、受贈人 別府市の方です。贈与人の職業は、会社員、受贈人は農業です。区分、農業振興地域、農用地区域内です。申請の土地は、大字内成 田 現況田 外5筆 計 2,490 m²です。贈与人は、遠隔地に居住しており管理が困難なため。受贈人は現在所有している農地に近接しており、所有農機具等が効率的に使用可能でコスト削減が見込まれる。というものです。お配りしている総会議案資料をご覧ください。19 ページから 21 ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。22 ページから 26 ページは字図、27 ページ、28 ページは位置図です。水稻・トマト・きつまいもの栽培をする予定です。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。内成地区の3番委員、補足説明をお願いいたします。

(3番委員) 贈与人は以前内成に住んでいたのですが、福岡に行ってあまり帰ってきません。実家も10年ぐらい空き家状態で農地も荒れていました。受贈人は、以前隣に住んでいて、現在は市街地に住んでいますが、年間半分くらい通い農業をしています。本人は水稻を作っていますので大丈夫だと思います。

(議長)只今、後藤委員の補足説明が終わりました。申請番号3番について、ご意見があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご意見・ご質問もないようであります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について申請番号3番を許可することにご異議ございませんか。

(各委員)特になし。

(議長)異議なしと認めます。それでは、議案第1号 申請番号3番を許可することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1から番号3について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号14番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理(合意解約)について」について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして報告第3号 証明願に対する証明事項の報告について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。お疲れさまでした。

午後2時 57 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 _____ 長 _____ 印

署名委員 _____ 6 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 7 番 委 員 _____ 印